

行政書士講義録

科目

基本講義
憲法

コース

総合L・
総合速修

回数

1

配布物

★ミニテスト：あり [] なし
★実力テスト：あり [] なし
◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
★その他のレジュメ []

講師

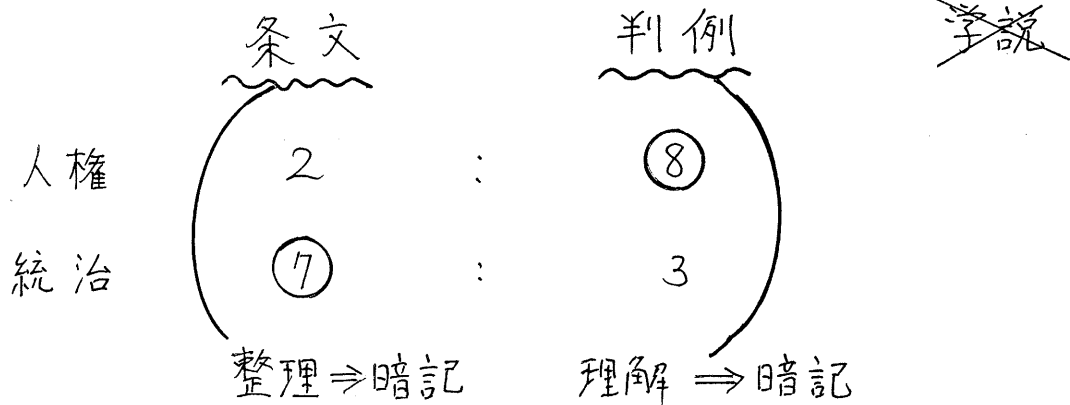
早川

先生

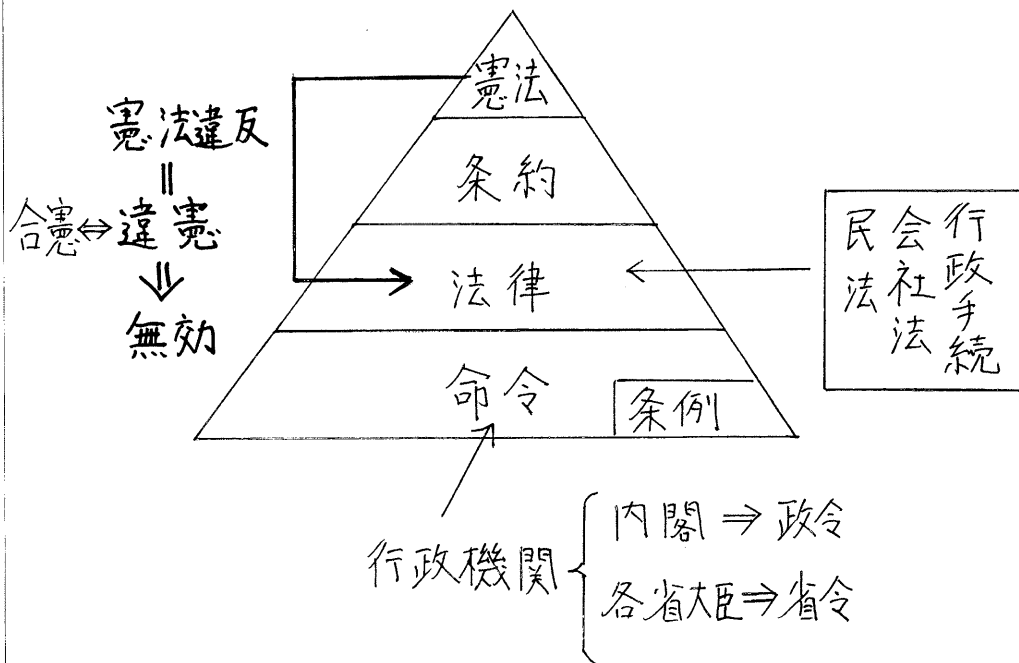
テキスト
ページ

黒 板 内 容

(法律の内容そのもの) (最高裁判所の出した判断)



P11 国法秩序



行政書士講義録

科目

基本講義
憲法

コース

総合L・
総合速修

回数

1

配布物

★ミニテスト：あり [] なし
★実力テスト：あり [] なし
◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
★その他のレジュメ []

講師

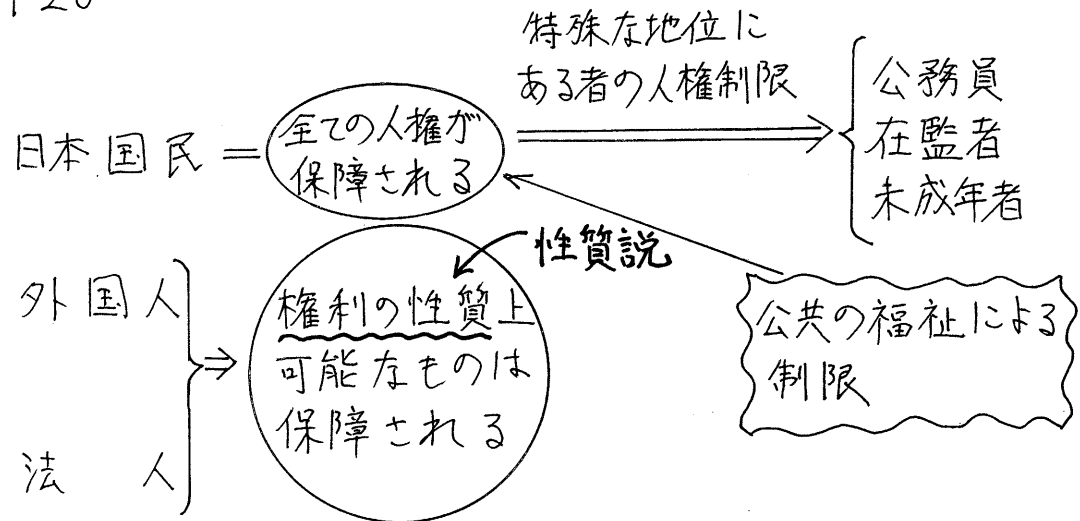
早川

先生

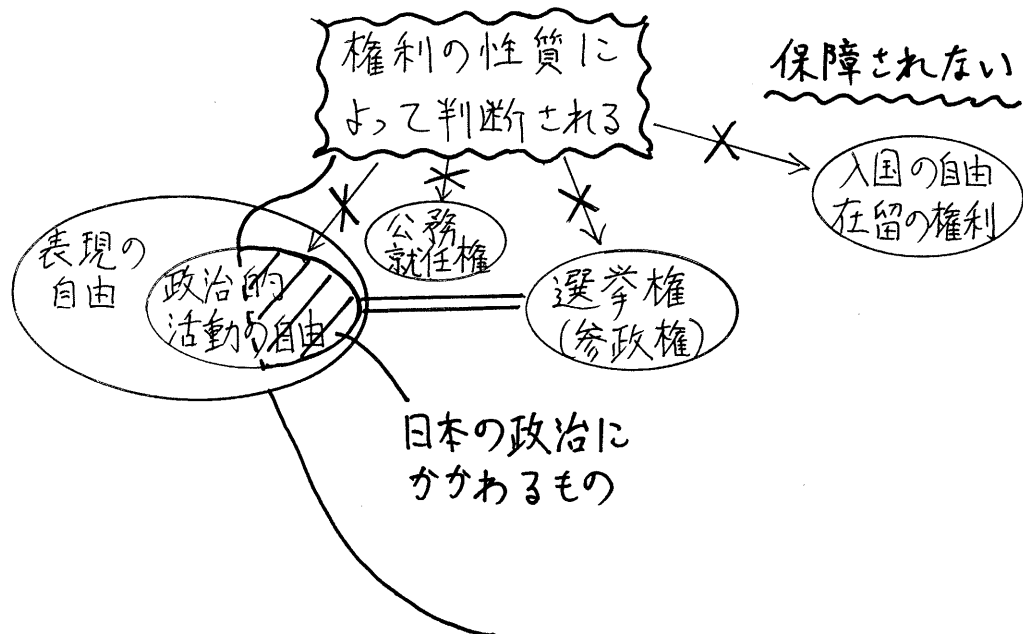
テキスト
ページ

黒板内容

P20

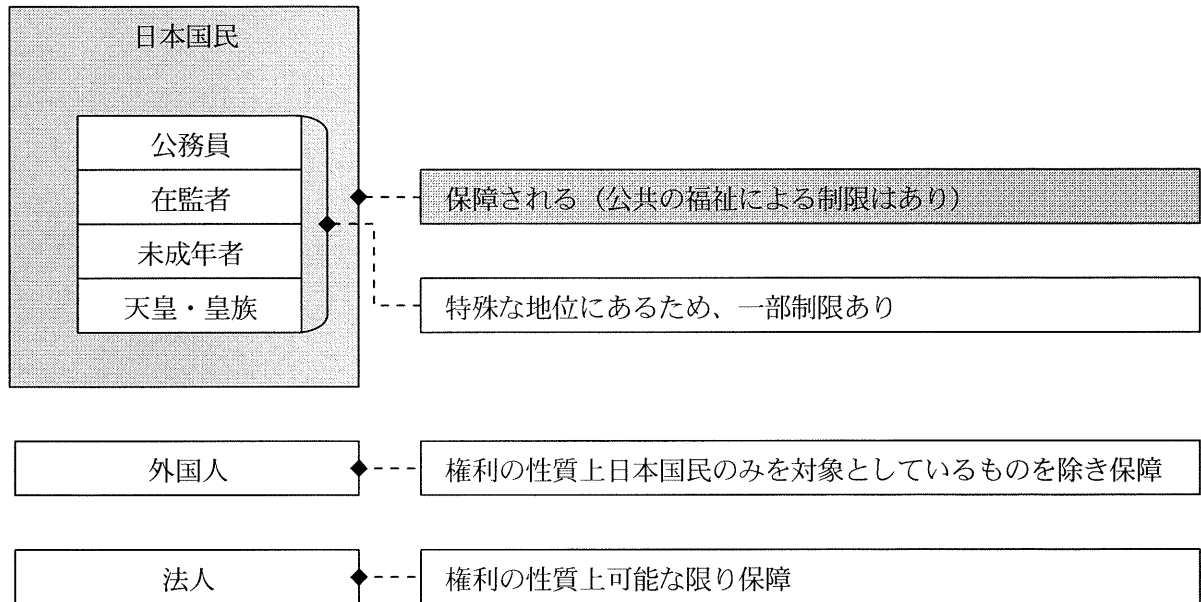


P21 [外国人の人権保障]



第2編 基本的人権

第1章 人権の主体(基本テキストP.20～31)



1 日本国民 (基本テキスト P. 20)

【日本国民の人権】

原則	全て保障 (ただし「公共の福祉」による制限あり)
例外	特殊な地位にあることにより、 <u>特別な人権制限が許される主体あり</u> →①公務員 (4)、 ②在監者 (5)、 ③未成年者 (6)、 ④天皇 (皇族)

2 外国人 (基本テキスト P. 20～23)

【外国人の人権】

権利の性質上、日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ (マクリーン事件：最大判昭 53.10.4)

アドバイス

外国人に対してある人権が保障されるか否かは、その人権が日本国民のみを対象としているかどうかを個々に検証し、判断することになります。

発展

条文上、「国民は」という表現の規定は日本国民のみを対象としている（＝外国人に保障されない）、「何人も」という表現の規定は日本国民のみを対象としているわけではない（＝外国人にも保障される）とする学説（文言説）もあるが、条文上の文言ではなく人権の性質から外国人に保障されるか否かを判断する（性質説）のが判例・通説である。

発展 外国人の参政権

外国人の参政権は、国政・地方選挙権ともに保障されていない。しかし、地方選挙権については、法律をもって選挙権を付与する措置を講ずることは禁止されない（定住外国人の選挙権：最判平 7.2.28）。なお、「禁止されない」だけであって、当該措置を講じなければいけないというわけではない（許容説）。

	国政選挙権	地方選挙権
外国人に保障されるか	されない	されない
外国人に付与する法律の制定	不可	可

判例ゼミ 外国人の政治活動の自由 応用

外国人にわが国の政治的意思決定又は、その実施に影響を及ぼす活動が保障されないのは、参政権が外国人に保障されないこととリンクしています。

国民主権原理 — 国の政治のあり方は国民が決める

↓

参政権は国民主権原理の具体的な表れ

↓（したがって）

参政権を外国人に保障することはできない。

↓（そして）

日本の政治的意思決定に影響を与える政治的活動の自由は、参政権と結びつく権利

↓（したがって）

外国人に、わが国の政治的意思決定又は、その実施に影響を及ぼす活動を保障することはできない。

発展 出国の自由

出国の自由は、憲法 22 条 2 項（外国に移住する自由）により認められ、外国人にも性質上保障される。

3 法人（基本テキスト P. 23～25）

【法人の人権】

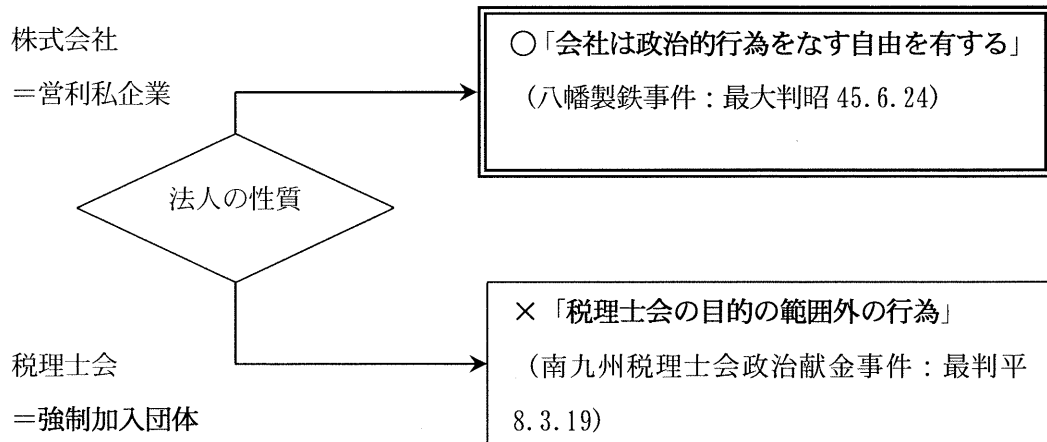
性質上可能な限り、内国の法人にも適用される

（八幡製鉄事件：最大判昭 45. 6. 24）

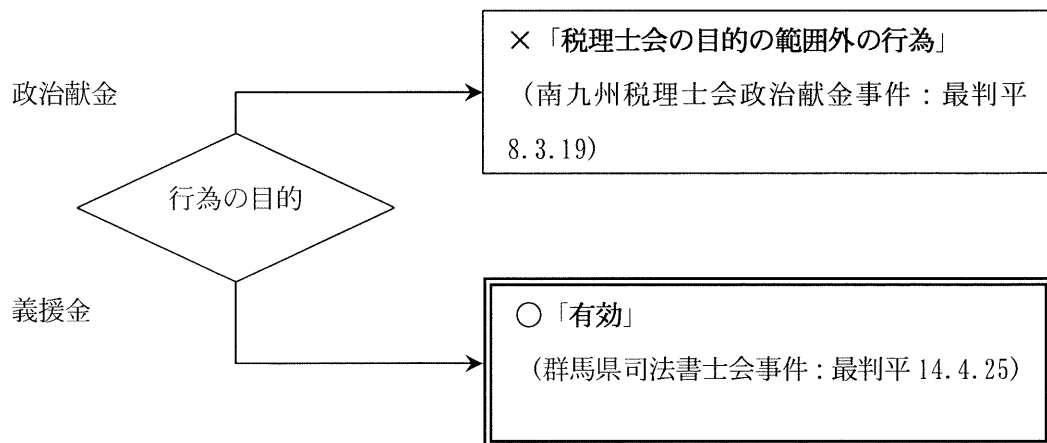
アドバイス

- ・ 保障されない人権 … 選挙権、生存権、一定の人身の自由など自然人とだけ結合して考えられる人権
- ・ 保障される人権 … 上記以外の人権は基本的に保障。
ただし、その保障の程度は自然人と異なる。

【法人の政治的行為の自由】



参考【南九州税理士会政治献金事件と群馬県司法書士会事件】



参考 群馬県司法書士会事件

神戸の震災（1995 年）の際に、群馬県の司法書士会が、兵庫県の司法書士会に対して義援金を贈るため、会員に特別会費を徴収する行為が問題となった事件。判例は、司法書士会は会員の相互扶助をも目的とする団体であるから、義援金を贈る行為は法人の目的の範囲内であると判断した。

判例ゼミ 法人の人権と法人の目的の範囲はどう関係するのか？ **応用**

法人の権利能力の範囲は、定款の目的の範囲に限定

↓（しかし）

定款に明記されていなくても、目的を遂行する上で必要な行為は含まれると解されている

↓（では）

政治献金は、目的を遂行する上で必要な行為として法人の目的の範囲内といえるか？

↓（憲法論から考える）

憲法上、法人に政治献金をする自由が保障されていれば、目的の範囲内といえる。一方、保障されていないのならば、目的の範囲外となる。

↓（したがって）

憲法上、法人に政治献金をする自由が保障されているか否かが問題となる。

参考 法人の権利能力（民法 43 条）

「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」

4 公務員の人権（基本テキスト P. 25）

【公務員の人権】

公務の公共性・中立性を理由に必要な制限は許される。	
政治活動の自由	一律に規制することも許される（猿払事件：最大判昭 49. 11. 6）
労働基本権	争議行為の一律かつ全面的な制限も許される（全農林警職法事件：最大判昭 48. 4. 25）

5 在監者の人権（基本テキスト P. 25～26）

【在監者の人権】

在監目的達成のための制限は許される。	
新聞閲読の自由	「逃亡及び罪証隠滅の防止という勾留の目的のためのほか…監獄内の規律及び秩序維持のために必要とされる場合にも、 一定の制限が加えられることは、やむをえない 」（よど号ハイジャック新聞記事抹消事件：最大判昭 58. 6. 22）
喫煙の自由	「 喫煙禁止という程度の自由の制限は、必要かつ合理的なものである 」（禁煙処分事件：最大判昭 45. 9. 16）

6 未成年者の人権（基本テキスト P. 27）

【未成年者の人権】

未成年の心身の健全な発達を図るための必要な制約は許される。	
バイクに乗る自由	「本件校則が…社会通念上 不合理であるとはいえない 」（校則によるバイク制限：最判平 3. 9. 3）

アドバイス このような未成年者に対する特別の人権制限をパターナリスティックな制約とも呼びます。

（用語）

パターナリズム	独立した能力のない子に対して、親が干渉して面倒をみるようなやり方で、国が私人の行動に干渉すること。
---------	---

【人権の主体 まとめ】

日本国民		保障される（公共の福祉による制限はあり）
	公務員	地位の特殊性・職務の公共性・中立性を有するため制限 ・政治活動の自由（猿払事件：最大判昭 49.11.6） ・労働基本権（全農林警職法事件：最大判昭 48.4.25）
	在監者	在監目的の達成のため制限 ・新聞閲読の自由（よど号ハイジャック新聞記事抹消事件：最大判昭 58.6.22） ・喫煙の自由（禁煙処分事件：最大判昭 45.9.16）
	未成年者	判断能力が十分でないため制限 ・バイク規制、髪型に対する規制（校則によるバイク制限：最判平 3.9.3 等） ・選挙権・婚姻の自由等
	天皇・皇族	地位の特殊性から制限 ・参政権、表現の自由、婚姻の自由、財産権
外国人		権利の性質上日本国民のみを対象としているものは制限 ・入国の自由（在留の権利）（マクリーン事件：最大判昭 53.10.4） ・再入国の自由（森川キャサリン事件：最判平 4.11.16） ・公務就任権（外国人職員昇任試験拒否訴訟：最大判平 17.1.26） ・参政権（定住外国人の選挙権：最判平 7.2.28） ・社会権（塩見訴訟：最判平元.3.2）
法人		権利の性質により制限（自然人とだけ結合して考えられる人権は制限される） ・生存権、人身の自由 ・強制加入団体である税理士会の政治的活動の自由（南九州税理士会政治献金事件：最判平 8.3.19、株式会社には保障される（八幡製鉄事件：最大判昭 45.6.24））